



猪名川町コワーキングスペース開設支援事業補助金

町内における起業拠点を創出するとともに、テレワーク・副業などの多様な働き方に対応するため、起業家などを対象にしたコワーキングスペースを開設する事業者に対して、兵庫県と協調で補助を行い、空き店舗などの活用促進を図ります。

■対象事業者

町内において、新たにコワーキングスペースを開設し、3年以上継続して運営する予定の事業者

■補助内容

補助率 1/2 以内（県 1/4、市町 1/4）

対象経費	補助期間	運営支援型	整備支援型
建物修繕費	開設時	1,000 千円	5,000 千円
空き家改修の場合		+1,000 千円	+1,000 千円
事務機器取得費		500 千円	500 千円
貸借料	3 年間	600 千円/年	-
通信回線使用料		600 千円/年	-
人件費		1,000 千円/人・年 (高度 I T 技術者に限る)	-
補助上限額（運営支援型は 3 年間合計）		8,100 千円	5,500 千円
空き家修繕の場合		9,100 千円	6,500 千円

コワーキングスペースってなに？

「Co(共に)」「Working (働く)」「Space(空間)」= オフィス環境を共有して働く場所

コワーキングスペースを利用することで、整った設備や環境で仕事ができ、また賃貸オフィスよりも安く利用できることから、諸経費をコストダウンできます。また、1つのオフィスを共有することにより、これまで交流することのなかった異業種の方と交流することができ、新しいビジネスに発展する可能性もあるなど様々なメリットがあります。

猪名川町ワーキングスペース募集要項

1、制度概要

地域における起業拠点を創出するとともに、テレワーク・副業等の様々な働き方に対応するため、起業家等を対象としたワーキングスペースを新たに開設する事業者等に経費の一部を補助することにより、猪名川町内の経済活性化に繋げることを目的とする。

2、対象となる方

補助対象となる者は、町内において、新たにワーキングスペースを開設し、3年以上継続して運営する予定の次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 兵庫県で規定するワーキングスペース開設支援事業（運営支援型及び設備支援型）募集要項の対象であること。
- (2) ワーキングスペースの営業に当たり必要な許認可を得ていること又はその見込みがあること。
- (3) 町及び地域経済団体その他関係機関との連携を積極的に図ろうとする者であること。

以下の者は対象外となります。

- (1) 法令、条例、補助金等交付要綱、この要綱又はこれらに基づき町長が行った指示に反する行為を行っている者
- (2) 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 町民税及び猪名川町に対する債務の支払い等の滞納がある者
- (4) その他町長が適当でないと認める者

3、補助率

補助対象経費の1/2以内（県1/4、町1/4）

補助金額等は表面参照。

4、申請

募集期間や予算がありますので、応募を検討する事業者は、事前にご相談ください。

5、補助金交付までの流れ

担当課へ問い合わせ → 予算・事業内容の確認 → 事業計画申請書の提出 → 審査 → 認定 → 補助金交付

お問い合わせ

猪名川町地域振興部産業労働課					
〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1 第2庁舎2階					
	電話		ファックス		E-mail
	072-767-6253		072-767-7220		sangyorodo@town.inagawa.lg.jp

猪名川町 ワーキングスペース

検索



URL <https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/tiikishinkou/sangyouroudou/kigyorichi/1645771749372.html>